

指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月19日

福島県知事 内堀 雅雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	勿来漁港勿来泊地	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地 いわき市漁業協同組合	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	土木部港湾課
2	福島県県営住宅等(会津地区)	会津若松市山鹿町6番62号 浅沼産業株式会社	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	土木部建築住宅課
3	福島県県営住宅等(いわき地区)	福島市五月町4番25号 特定非営利活動法人循環型社会推進センター	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	土木部建築住宅課